

公募要件について

1 件名

熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業

2 対象とする事業者の条件

以下に掲げる基準を満たし事業を実施できる事業者であること。

項 目	条 件
実施場所	熊本市（派遣決定を受けた家庭の居宅及び当該家庭が援助を必要とする場所）
従事者	次に掲げる要件を全て満たす従事者を派遣すること。 （１）家事、育児支援を適切に実行する能力を有する者。 （２）仕様書に規定する欠格事由のいずれにも該当しない者。 （３）本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した者。
その他	（１）本事業を管理する者を定めること。 （２）仕様書に規定する支援が提供できること。 （３）市との適切な連絡体制が確保できること。

3 事業者の参加資格要件

- （１）熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。若しくは未登録であるもののとの契約の特例に該当する者であること。
- （２）本事業のサービスを適切に実施できると認められる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスを行う事業者又は同等のサービスを実施できる事業者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （５）熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- （６）熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （７）消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- （８）業として本件業務委託契約に係る業務を営んでいること。
- （９）過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。